

国連自由権規約委員会、日本軍性奴隷問題に関して厳しい勧告

去る2014年7月15-16日、第111会期自由権規約委員会において日本報告書審査が行われた。その審査に基づき、委員会は7月24日に最終所見を公表、日本が抱える様々な人権課題とともに、日本軍「慰安婦」問題についても下記のような厳しい勧告がなされた。

今般の第6回目の審査においては、日本政府が「慰安婦」制度を性奴隷制とみなすのは不適切である、あるいは河野談話検証の結果、「いわゆる強制連行」は確認できないとの見解を示したため、委員会は、矛盾した見解を示し続ける締約国に懸念を示していた。最終見解では、意志に反して行われたそうした行為は、いかなるものであれ、締約国の直接的な法的責任をとらんと断じた。そして、締約国のあいまいな態度が否定発言を助長し、被害者に再び被害を与えており、このような状況がまさに現在進行形の人権侵害であるとの見解を示した。

「慰安婦」制度の事実を伝え、被害を受けた女性たちの尊厳回復を求めて活動してきたwamとして、委員会の最終所見に心から歓迎の意を表す。この見解には特定の国名は触れられていない。日本政府こそが、政治問題としてとらえず、この重大な女性に対する暴力、人権侵害の課題に対して、委員会の勧告を真摯に受け止め、日本軍「慰安婦」制度の事実を認め、被害を受けた女性たちが1人でも多く存命のうちに被害回復のための措置を実施するよう強く求めたい。

問合せ： アクティブ・ミュージアム「わたちの戦争と平和資料館」(wam)
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 AVACOビル 2F
TEL 03-3202-4633 FAX 03-3202-4634 wam@wam-peace.org URL:www.wam-peace.org

記

ADVANCE UNEDITED VERSION

「慰安婦」に対する性奴隷慣行

14. 委員会は、締約国が、慰安所のこれらの女性たちの「募集、移送及び管理」は、軍又は軍のために行動した者たちにより、脅迫や強圧によって総じて本人たちの意に反して行われた事例が数多くあったとしているにもかかわらず、「慰安婦」は戦時中日本軍によって「強制的に連行」されたのではなかったとする締約国の矛盾する立場に懸念を表明する。委員会は、被害者の意思に反して行われたそうした行為は、いかなるものであれ、締約国の直接的な法的責任をとらんと人権侵害とみなすに十分であると考え。委員会は、公人によるものおよび締約国の曖昧な態度によって助長されたものを含め、元「慰安婦」の評判に対する攻撃によって、彼女たちが再度被害を受けることについても懸念を表明する。委員会はさらに、被害者によって日本の裁判所に提起されたすべての損害賠償請求が棄却され、また、加害者に対する刑事捜査及び訴追を求めるすべての告訴が発が時効を理由に拒絶されたとの情報を考慮に入れる。委員会は、この状況は被害者の人権が今も引き続き侵害されていることを反映するとともに、過去の人権侵害の被害者としての彼女たちに入手可能な効果的な救済が欠如していることを反映していると考え(2条、7条、8条)。

締約国は、以下を確実にするため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。

- i. 戦時中、「慰安婦」に対して日本軍が犯した性奴隷あるいはその他の人権侵害に対するすべての訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害者は訴追され、そして有罪判決が下れば処罰すること。
- ii. 被害者とその家族の司法へのアクセスおよび完全な被害回復
- iii. 入手可能なすべての証拠の開示
- iv. 教科書への十分な記述を含む、この問題に関する学生と公衆の教育
- v. 公式な謝罪を表明することおよび締約国の責任の公的認知
- vi. 被害者を侮辱あるいは事件を否定するすべての試みへの非難